

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

平成 24 年 6 月 日

（名 称）村上市地域公共交通活性化協議会
（代表者）会長 村上市長 大 滝 平 正 印

1. 生活交通改善事業計画の名称

村上市生活交通改善事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

村上市の人口に占める要介護（要支援）者の割合は、年々増加傾向で推移しており、平成 24 年 4 月 1 日現在、66,613 人の人口に対して 3,473 人の方が認定を受けている。

この傾向は当市の高齢化率を考慮すれば、今後も増加する見込みである。

そこで、要介護者や高齢者等が地域生活を送るうえで、公共交通を利用できる環境を整備することは欠かせない要件となっており、特に、ドアツードアの唯一の公共交通機関であるタクシーのバリアを解消していくことは、要介護者・高齢者等移動困難者の外出を支える取り組みとして重要な役割があると思われる。

よって、移動困難者のニーズに応えられる福祉タクシーを積極的に配置することが必要である。

■村上市要介護（要支援）認定数の推移

	平成 20 年度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
認定数（人）	3, 2 1 8	3, 2 8 6	3, 3 8 8	3, 4 7 3

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

利用状況や今後の需要を勘案し、福祉タクシー車両の増加を図る。

（2）事業の効果

福祉タクシー車両が増加することにより、要介護者および高齢者等の外出機会が増加する。また、通院等に利用しやすくなるために、通院患者等の利便が向上する。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）※具体的に記載すること。

・福祉タクシーの導入（マツダ AZ-ワゴン i スロープ付き 1 台）：（株）瀬波タクシー

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について）

（株）瀬波タクシー 身体・知的 1 割

（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 11 条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。

※特定地域外

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

24年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシーの導入	1,513 千円	504 千円	千円	千円	1,009 千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	1,513 千円	504 千円	千円	千円	1,009 千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%

※総事業費については見込み額を記載。
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

25年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシーの導入	1台 交付決定日以降着手 3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 24 年 6 月 21 日：村上市地域公共交通活性化協議会で事業内容について協議（協議が整った日：平成 24 年 6 月 日）	
8. 利用者等の意見の反映	
協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。	
9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	○新潟県村上地域振興局企画振興部地域振興課長
交通事業者・交通施設管理者等	○東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長 ○新潟交通観光バス株式会社常務取締役 ○村上市ハイヤー・タクシー協会代表 ○国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所担当課長 ○国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所担当課長 ○新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課長 ○村上市都市整備課長 ○新潟県村上警察署交通課長
地方運輸局	○国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長 ○国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	○長岡技術科学大学准教授 ○村上商工会議所会頭 ○岩船地域商工業振興協議会会長 ○村上市各地区区長会代表 ○村上市内高等学校 P T A 代表 ○村上市老人クラブ連合会代表 ○村上市観光協会会長 ○新潟交通観光バス労働組合代表 ○村上市学校教育課長 ○村上市介護高齢課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県村上三之町 1 番 1 号
 (所 属) 村上市自治振興課公共交通係
 (氏 名) 本間 友紀
 (電 話) 0254-53-2111 内線 333
 (e-mail) jichi-sk@city.murakami.lg.jp